

〔事案 25-71〕 遡及解約手続等請求

・平成 26 年 1 月 14 日 裁定終了

<事案の概要>

更生計画の認可の前後に適切に情報提供しなかったために、契約の継続か解約かを判断する権利が侵害されたとして、発生した損害の賠償等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成元年 11 月に、終身年金に移行可能な養老年金保険を契約したが、契約当時の保険会社は更生手続開始決定を受けた。

(1) 保険会社が自分に対して、更生計画の認可の前後、契約を継続するか解約するかを選択するための全ての情報を適切に届けることを怠ったため、錯誤に陥り、契約を継続するか解約するかを判断する権利を侵害された。

よって、本契約を、更生計画の認可時にさかのぼって解約し、経営破綻時の責任準備金額と以後に払い込んだ保険料を契約者貸付利息で複利計算した金額から、更生計画後の本契約の年金の一時金受取額を控除した金額を支払ってほしい。(主張①)

(2) 保険会社は、自分との交渉の際、本件の事実を隠しつつ、再検討の意思がないにもかかわらず新たな事実提供を求め、妥協の考えがないにもかかわらず妥協案の提示を求めた。このために自分が負担した、事実提供および妥協案提示のための調査費用等を支払ってほしい。(主張②)

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 破綻や更生計画については、官報に公告されており、契約者に通知を発信したほか、全国紙にも公告掲載し、広く契約者に知らしめる努力をしていた。また、これらの公告には、お客様照会窓口を載せていた。

(2) 申立人は更生計画の認可前後の各種通知を受領していないと主張するが、他の認可前後の年の各種通知が届く中で、その年に郵送した「契約条件変更のお知らせ」等のみが届かないことは不自然である。

(3) 万一、上記通知が届いていない場合でも、更生計画による契約条件変更の効力を変えることはできず、申立人にのみ個別の対応をすることはできない。

(4) 申立人が何をもって「事実」と考え、どのような「妥協案」を要望しているか等の不明点を確認することは、通常の顧客とのやりとりの一環であり、事実を隠す等の悪意はない。当社に事前の打診、了解もない中で、独自の判断により調査・妥協案作成等を行い、それに要した費用を請求されても、応じられない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 保険会社の破綻処理は更生特例法が適用された更生事件であり、更生計画案が認可されると、保険契約者の契約は一律に更生計画案どおりに変更される。更生計画案が認可された

以上、法的には、認可時点で契約の内容が変更されているので、認可後、保険契約者が個別にその内容の変更を行うことはできない。

2. 「契約を継続するか解約するかを判断する権利を侵害された」(主張①)の法的整理

申立人の主張は、保険会社が更生計画に関する通知(情報提供)を十分に行わなかったために、更生計画の内容を知ることができず、更生計画認可後早期に本契約を解約する機会を失った点についての損害賠償(民法709条)を求めているものと判断する。

3. 以下のとおり、主張①は認められない。

(1)以下の理由により、保険会社は適切な通知を行っており、申立人は更生計画の内容を知ることが可能であったと考えられるので、保険会社が情報提供する義務を怠ったと認めることはできない。

①保険会社は、保全管理人作成の会社更生手続についての書面を、申立人に発送し、申立人はこれを受領している。

②保険会社は、全国紙にて、会社更生手続をしていること、および保険金取扱いの概略について公告している。

③生命保険契約者保護機構も、更生計画案の要旨のお知らせを各契約者宛発送しており、同書面には、更生計画の内容が記載されている。

④更生計画案が認可された際、保険会社は、更生計画案が認可されたことおよび会社更生手続に関する問い合わせのコールセンターの電話番号などを公告している。

(2)以下の理由により、保険会社は、各契約者宛に個々の契約条件変更内容についての案内を送付しており、同案内通知は申立人に届いていると推測される。

①保険会社が、本契約の管理のために作成したと推測される契約現況回答表によれば、保険会社において、本契約についての条件変更通知が作成されていることが認められる。

②保険会社が大量の契約者への送付文書を機械的に一律に送付処理していること、当時の郵便事情を考慮すれば郵便物が誤配送される可能性は極めて小さいこと、前年に申立人宛に送付された文書は申立人に届いていること、が認められる。

4. 以下の理由により、主張②は認められない。

(1)申立人と保険会社は、平成24年10月から平成25年6月までの間、電子メールないし手紙での連絡、面談による話し合いなど、多数回にわたって交渉をしてきたことが認められる。

(2)しかし、上記連絡・面談等の内容は、交渉過程における当事者間の通常のやり取りにすぎないものであることが認められることから、不法行為は成立しない。

民法709条(不法行為による損害賠償)

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。